

## 会議録

令和5年度第9回宮古島市教育委員会（定例会）		
日 時	令和5年12月21日（木） 開会：午前10時 閉会：午前11時40分	
場 所	宮古島市役所 3階 会議室①	
出席 委員名	教育長 大城 裕子 教育長職務代理者 中尾 忠築 教育委員 下地 一美 教育委員 前泊 直子 教育委員 平良 智枝子	
事務局員	(教育部) 部長：砂川 勤 (生涯学習部) 部長：天久 珠江 (教育総務課) 課長：平良 文太郎 課長補佐：古謝 勝広 総務係長：我如古 千佳枝	
説明員	(学校教育課) 課長：与那霸 周作 主事 濱川 勝平 (教育研究所) 指導主事：砂川 瞳紀 (生涯学習振興課) 課長補佐：平良 安史 係長：久貝 弥嗣 (図書館) 館長：奥平 知恵美 (教育総務課) 課長：平良 文太郎 主事：砂川 元希 主事：譜久島 春菜	
議案等	件 名	結 果
承認事項	会議録署名委員の指名について	
報告	会議録の承認について（令和5年度第8回教育委員会（定例会））	承認
議案第23号	教育長報告 宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について	承認
議案第24号	宮古馬保存事業補助金交付要綱の一部改正について	原案可決
議案第25号	宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付要綱の一部改正について	原案可決
議案第26号	宮古島市教育の日表彰規程の一部改正について	原案可決
議案第27号	宮古島市奨学生給付要綱の一部改正について	修正可決
議案第28号	宮古島市奨学生給付審査要領の一部改正について	原案可決
議案第29号	現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱の一部改正について	原案可決
議案第30号	令和6年度宮古島市立幼稚園休園の承認について	承認
議案第31号	宮古島市立幼稚園閉園の承認について	承認
そ の 他	佐良浜幼稚園の今後について	
そ の 他	宮古島市二十歳未満の者飲酒防止大会の参加について	(一部修正)

## 会 議 錄

大城教育長	<p>これより令和5年度第9回教育委員会（定例会）を開催いたします。</p> <p>本日は、全員出席です。</p> <p>それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に前泊直子委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p>
大城教育長	<p>次に日程第2「会議録の承認について」です。</p> <p>令和5年度第8回定例会教育委員会会議録です。</p> <p>しばらく時間をおきますので、確認をお願いします。</p>
大城教育長	<p>会議録ご確認いただけましたでしょうか。</p> <p>それでは、会議録についてご意見、質疑などありましたらお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">（ 質疑なし ）</p>
大城教育長	<p>それでは、令和5年度第8回定例会教育委員会会議録について、承認としてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なし ）</p>
大城教育長	それでは日程第2「会議録の承認について」は承認といたします。
大城教育長  教育総務課  平良課長	<p>次に日程第3「教育長報告」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは教育長報告をいたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 資料を読み上げて説明 ）</p>
大城教育長	ただいま説明が終わりました。ご質問などありましたらお願ひいたします。
平良委員	12月5日に鏡原地区小中一貫校開設協議会っていうのが開かれているんですが、今後の簡単なスケジュールを、いつ頃までにとか。
大城教育長	鏡原地区小中一貫校開設に向けた協議会第4回が、この日行われました。ス

	<p>ケジュールとしては、第2回の協議会において、ソフト面ハード面両方をお示しして承認を得たところだったんですが、ちょっとその後変更がございまして、その協議会の前に、私から委員の皆さんに報告という形で、その変更の旨をお伝えしたところです。その変更内容っていうのは、ソフト面の令和5年度にコンセプトを定めて、それを踏まえた教育課程の編成を令和6年度に行う、これは予定通りです。</p> <p>ただ、ハード面において、学校施設の改修のスケジュールも組まれていたんですが、それに関しては校舎の改修、という点においては予定通り令和9年度に供用開始というスケジュールには至らないことが想定されるので、このあたりの説明をさせていただいて、小学校の体育館の改築、更新のみというところで説明をさせていただいたところです。</p>
平良委員	ありがとうございます。
大城教育長	他に質疑などありましたらお願ひします。
下地委員	12月4日、月曜日の北斗ホールディングスの上田福三会長が来訪されていますけど、こっちからはいろいろ寄付をもらったり、これまで、特に城辺では学校にご寄付いただいたりしていますけど、この来訪の主な話がどんな内容か、一つでもいいですから。
大城教育長	上田会長の来訪目的は、今回、宝塚医療大学観光学部開設に向けて学生寮の建設も同時にしているんですが、この学生寮に関わっていらっしゃるということで、この進捗状況、令和6年の2月中にという予定で今工事が進められているんですが、それが予定通り、逆に若干早めの進捗状況です、ということを報告にお越しくださいました。
下地委員	分かりました。
大城教育長	他にありませんか。
	( 質疑なし )
大城教育長	特になければ、教育長報告について承認としてよろしいでしょうか。

	( 異議なし )
大城教育長	それでは、教育長報告については承認といたします。
大城教育長	次に日程第4「議案第23号 宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について」を議題とします。 それでは説明をお願いします。
図書館 奥平館長	議案第23号 宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について、上記の議案を別紙のように提案します。
	( 資料に基づき説明 )
大城教育長	ただいま説明が終わりました。ご質問ご意見などございましたらお願いいたします。
	( 質疑なし )
大城教育長	質疑等なければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。
	( 異議なし )
大城教育長	それでは「議案第23号 宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決といたします。
大城教育長	次に日程第5「議案第24号 宮古馬保存事業補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。 それでは説明をお願いします。
生涯学習振興課 久貝係長	議案第24号の一部改正ですけれども、まず提案理由ですけれども、今回、補助金の交付対象となる期間について明確にすること、字句を整理する必要があつたことから、本案を提出しております。
	( 資料に基づき説明 )
大城教育長	ただいま説明が終わりました。この第24号議案について質疑などございましたらお願いいたします。

	( 質疑なし )
大城教育長	<p>特にございませんか。</p> <p>質疑などなければ、原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。</p>
	( 異議なし )
大城教育長	それでは、「議案第24号 宮古馬保存事業補助金交付要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決といたします。
大城教育長	<p>次に日程第6「議案第25号 宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課 久貝係長	議案第25号 宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付要綱の一部改正について、補助金の対象となる期間について明確にする必要があるので、本案を提案します。
	( 資料に基づき説明 )
大城教育長	<p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料を確認していただき、質疑などありましたらお願いいたします。</p>
中尾委員	第5条の2、2が3に行くということですね。ずれ込むという、第5条の2は存在しているのかなと思っているんですけど。
生涯学習振興課 久貝係長	第5条の第1項と第2項。
中尾委員	第1項の2ということですね、なるほど。なので、5条の1と2を作つて、その下に2があるってことですね。分かりました。
大城教育長	よろしいですか。他にございませんか。
生涯学習振興課 久貝係長	すみません、一つ説明が。様式第1号の方をご覧ください。3ページ目、見出しの方に宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付申請書とあります、下の方に宮古島市指定文化財保存管理と原稿では打っていますけども、文化財と

	保存管理の間に等の文字が抜けておりましたので、すみません、こちらの方も追記しておりますので、説明を終わります。
大城教育長	<p>赤字の部分ですね、こちらもあわせてご確認ください。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは原案のとおり可決としてよろしいですか。</p> <p>( 異議なし )</p>
大城教育長	それでは、「議案第25号 宮古島市指定文化財等保存管理補助金交付要綱の一部改正について」は原案のとおり可決とします。
大城教育長 教育総務課 譜久島	<p>次に日程第7「議案第26号 宮古島市教育の日表彰規程の一部改正について」を議題とします。</p> <p>説明をお願いします。</p> <p>議案第26号 宮古島市教育の日表彰規程の一部改正について。 提案理由、個人のみならず団体での活動や、複数名を推薦したいとの要望が多数あり、審査基準の見直しの必要があるので本案を提案いたします。</p> <p>( 資料に基づき説明 )</p>
大城教育長	ただいま説明が終わりました。お手元の資料を確認していただき、質疑などありましたらお願ひいたします。
平良委員 教育総務課 譜久島	<p>今まででは、1校及び1団体から推薦は1人というのがあったんですけど、複数名で受け付けて、選定は1人、全体から1人とかっていうその枠は変わらないということですよね。</p> <p>原案の文では1校及び1団体から1人となっているので、例えば同じ学校から本当は2人推薦したいんだけど、児童生徒数が多い学校からですね、本当は2人推薦あげたいけど、この規定によると1人となっているので、どうしても1人しかあげられないということで、この基準がちょっと上がってしまったので、今回はやめようかというちょっとこういうことも複数あったみたいなので、以前からちょっとそういう提議が、やっぱり児童生徒の多いところに関してはこの基準が高くなってしまうので、できれば1人2人ですね、推薦でぜひともあげたいっていう声が多くて、なので今回こちらの方を削除し</p>

	て、学校側の方から推薦は2名でも大丈夫ですよということにしております。
平良委員 教育総務課 譜久島	最終的に決定する人数は変わらないってことですよね。
	そうですね。
平良委員 教育部 砂川部長	分かりました。  人数は1校から1人とは限らないです。選考会で3名出てきたら3名という可能性もあるんです。
平良委員 教育総務課 譜久島	ただ、最終的に決定する人数は変わらないわけですね。
	はい、そうです。
平良委員	了解です。
前泊委員	逆に大変になりますね。
大城教育長	他にご質問ありませんか。
	( 質疑なし )
大城教育長	なければ原案のとおり可決としてよろしいでしょうか。
	( 異議なし )
大城教育長	それでは、「議案第26号 宮古島市教育の日表彰規程の一部改正について」は、原案のとおり可決といたします。
大城教育長 教育総務課 砂川	次に日程第8 「議案第27号 宮古島市奨学金給付要綱の一部改正について」を議題とします。 説明をお願いします。
	議案第27号 宮古島市奨学金給付要綱の一部改正について。 提案理由、現在大学生のみを対象としている奨学金の給付対象に短期大学生、

	高等専門学生及び専修学校生を加え、また、出願、打ち切り及び返還の要件を整理するには本要綱を改正する必要があるので、本案を提案します。
	( 資料に基づき説明 )
大城教育長	多くの変更箇所がございますが、お手元の資料をご確認いただき、質疑などございましたらお願ひいたします。
平良委員	非常に幅が広げられていて良かったなと思っております。丁寧な説明ありがとうございました。 一点ですね、趣旨のところで、第1条 宮古島市内の県立高等学校を卒業し、という部分が完全に削除されて、主語の部分がちょっと一部見えづらいのかなと思いますので、この部分は、高等学校等を卒業している文言は残した方がいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。
教育総務課 砂川	高等学校等の定義をですね、後ろの方で定めていますので、それより前に入るのは表現が、こっちに入れるとしたら高等学校等、この定義のところの(高等学校法に定める高等学校と特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校)って入れると少し長くなってしまうかなというところで外したんですけども。
平良委員	「この事業は進学する能力があるにも関わらず」とすぐ始まってしまうので、この主語が見えないんですね。だから、そこを表す言葉をきちんと入れた方がいいのかなって思います。
教育総務課 砂川	こちらで高等学校等って入れることも可能。
大城教育長	「この事業は、進学する能力があるにも関わらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して」と続くとおかしいですかね。
教育総務課 平良課長	結局、対象者があれなんですよね。
平良委員	漠然としている。
教育総務課 平良課長	大学進学なのか、もしくは中学・高校なのか。

平良委員	いろいろ捉え方が、「進学する」だけでは見えづらいと思います。
教育総務課	
平良課長	この3号も、そうなんだよ。
教育総務課	
砂川	そうですね。
教育総務課	
平良課長	ここでもう定義したらしいんじゃない。
教育総務課	
砂川	この定義のところから抜いて、3号の
教育総務課	
平良課長	これ8ページの第3号があるんですけど
教育総務課	
砂川	定義のところから抜いて、ここに持ってくるという形で整理してよろしいですか。
大城教育長	後半の部分を抜いて、この趣旨の部分に入れるということでいいですか。 他の委員の皆さん、いかがですか。
教育部	
砂川部長	もう一つの手法としては、「この事業は第3条に掲げる高等学校等」という 「第3条に掲げる」とかは先に持つてこれる？ そういう手法もある？
教育総務課	
砂川	そういうこともありますけど、できます？
前泊委員	その方がすっきりしていますね。後ろに説明があると良いですよね。
教育総務課	
平良課長	まず少しちょっと調べて、どちらかの方法でやるってことでいいんじゃない。 3号をそのまま第1条に持つてくるか、あるいは、第2条第3号に掲げる、 どちらかに。
大城教育長	委員の皆さんのご意見はありませんか。
生涯学習部	
天久部長	高等学校等だけでもよいのか。第2条で定義しているか。
教育部	
砂川部長	というように、先に高等学校等。

生涯学習部	
天久部長	高等学校等だけをやつといいて。
教育部	
砂川部長	やつといいたら、それは何か。
生涯学習部	
天久部長	定義が第2条というふうに持つていけないですか。
中尾委員	僕もそれ、どんなかなとは思ったんですね。第2条の意味、定義の意味合いとしてはこの要綱においてだから、まあ第1条にもかかるというのは別に後から言ってもかかる、まあ第1条も要綱のことだから、全部網羅するんじゃないかなと私は思うんですけども。なので、ここはこの事業は高等学校等、高等学校等でも卒業し、いきなり高等学校等を卒業し、なのかな、卒業そうですよね。難しいですよね、でも高専に行く子は3年で卒業という表現になるのかな。
生涯学習部	
天久部長	卒業という言葉が、今度はあれですね。
大城教育長	後半に説明をしていくということですか。
	下地委員、前泊委員、ご意見ありませんか。
前泊委員	「大学等に進学する能力があるにも関わらず」ではダメですか。
教育総務課	
平良課長	でもこれ結局後ろから持ってくるってこと。
前泊委員	さっき中尾委員がおっしゃったように。
教育総務課	
砂川	後ろから持ってくるのはOKということ。
中尾委員	逆はどうですか。よろしいですか。「大学等へ」とか。
前泊委員	うん、だから「大学等に進学する能力があるにも関わらず」とやれば
中尾委員	行き先の方を持ってくるっていう。
大城教育長	この主語は、「大学等へ進学する能力があるにも関わらず」ということですね。

前泊委員	大学等に進学する能力という下で言葉を整理しているから。
大城教育長	平良委員いかがですか。
平良委員	はい、いいと思います。進学するというものがかかる主語が欲しいんです。
前泊委員	やっぱり、この表そうとしている、そうやって網羅するんであれば、大学等と入れれば、いろんな高等学校のは。
大城教育長	それではこちら、趣旨 第1条冒頭の部分、この事業は、というところの後に「大学等へ」を追記します。 他にありませんか。
中尾委員	大学等への後の点はなくていい。
大城教育長	「大学等へ」の後の点は、読点は取るということで、はい。 他にありませんか。
前泊委員	ちょっと教えてください。 新旧対照表の5ページ、返還を命じることができるの（2）給付の打ち切り又は停止を受けたにも関わらず、その事由が生じた日が属する月の翌月以降の奨学金を受給したときっていうのは、決定してもこっちが間違えて振り込んでしまった場合っていうことを意味していますか。
教育総務課 砂川	それとですね、この打ち切りの要件の中に、返還は打ち切られたものの中で、この号の中で言われていることをした人は、返還させますよというところなんですが、打ち切りの要件の中で第6号ですね、第12条に規定する届け出義務を怠ったと認められたときっていうのがありますて、この届け出の義務、例えば卒業の延期が確定した、大分前から確定しているのに報告しなかったとき、けど受給していたとき、他にも卒業の延期が確定した日からもう、次の月からもうもらう権利はないけどもらっていたからその分は返してくださいよっていう点ですよね。
大城教育長	前泊委員よろしいですか。

前泊委員	停止を受けたっていうのは、教育委員会からもうあなたはその受給資格がないですよっていうのを受けたっていう意味ではなく、本人にそういう条件がすでに発生していたっていうような解釈でよろしいですか。
教育総務課 砂川	そうですね、打ち切りの要件の第15条のところですね、の1項のところなんですけど、教育長は奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当するに至った事由の生じた日をもって奨学金の給付を打ち切ることができるというふうにしていますので、その日から打ち切りという、日付はもうその遡ってでもうその日からということになりますので、そこからのものは返してくださいっていうふうに。
前泊委員	届け出が遅れた場合とか、そういう場合ですね、分かりました。
大城教育長	他にご質問などはありませんか。
	( 質疑なし )
大城教育長	それでは先ほどの趣旨の第1条「この事業は、」の後に「大学等へ」を追加して可決としてよろしいでしょうか。
	( 異議なし )
	それでは「議案第27号 宮古島市奨学金給付要綱の一部改正について」は文言を追加した上で可決といたします。
大城教育長  教育総務課 砂川	次に日程第9「議案第28号 宮古島市奨学金給付審査要領の一部改正について」を議題とします。 説明をお願いします。  議案第28号 宮古島市奨学金給付審査要領の一部改正について。 提案理由、審査基準及び文言を整理する必要があるので、本案を提案します。  ( 資料に基づき説明 ) (資料の一部差し替えあり)
大城教育長	ただいま説明が終わりましたので資料をご確認いただき、質問などございましたらお願いいたします。

教育部 砂川部長	<p>補足させてもらいたいんですけど、この新旧対照表の2－2－2ページですね、(3)の差し替えの要因となった、「またはこれに準ずると審査会が認めるものであること」、これまで4、3以上でやってたんですけど、文教社会委員会という議会の委員会の方ですね、原案可決という結果は得たんですけども、委員長の方で意見が付されています。その内容としましては、「下地玄信育英基金はこれまでなかなか活用されていないという現状がある。給付のためのハードルが高いため応募しづらいと思う。より応募しやすい募集要項の改正を要望する」という意見が付されております。</p> <p>うちの考えとしては、例えば4、3を4、0に、石垣市の場合は4、0です、浦添市さんは4、3とかですね、自治体によって違うんですけど、4、0とした場合、応募者が殺到して審査で削った場合、何が原因なのか何が基準なのかというよりは、4、3以下であっても審査会の中で、やはり経済的に不安を抱えているとか、優秀な、例えば4、0ですけど特化した大学の専攻に特化した何かが5であったりとかですね、そういうことを含めて4、3はあくまでも基準、ただ審査委員会の方の意見を聞いて決定しましょうということで、こういう文言にさせていただきました。</p> <p>はい、お願ひします。</p>
下地委員	いい傾向です。
平良委員	いいと思います。
大城教育長	<p>教育部長からも補足説明がありましたけれど、この件についてご質問などありましたらお願ひします。</p> <p>( 質疑なし )</p>
大城教育長	<p>質疑などなければ、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>( 異議なし )</p> <p>それでは「議案第28号 宮古島市奨学金給付審査要領の一部改正について」は原案のとおり可決とします。</p>

大城教育長	次に日程第10「議案第29号 現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。 それでは説明をお願いします。
教育研究所 砂川指導主事	議案第29号 現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱の一部改正について、上記の議案を別紙のように提案する。 提案理由は、大学院修了後の人事異動により派遣資格に対する疑義が生じないようにすること、あわせて派遣教職員についての表記を下地玄信育英基金条例と揃えることで整合性を図るため、現職教職員大学院への派遣及び補助金交付要綱の一部を改正する必要があるので本案を提案します。
	( 資料に基づき説明 )
大城教育長	ただいま説明が終わりました。お手元の資料を確認していただき、ご質問などございましたらお願ひいたします。
中尾委員	よろしいですか。これは以前あった、いわゆる学校現場にいなければいけないという規程を外すためのということでよろしいですか。
大城教育長	はい、そうです。
中尾委員	ありがとうございます。
大城教育長	人事異動によって、小中学校に勤務していても、その後、委員会・教育事務所に異動になる可能性があるというところで、文言を整理しながら、その方も対象に含めるという内容になります。
前泊委員	提案理由の、大学院修了後ではないんですね。提案理由の大学院修了後の人事異動によりって書いてあるのは、大学院に進学する際のものだったと、何か教育事務所に異動になったり委員会に異動になったりした人は違うんじゃないかっていうね、前も話し合いがあったんですけど、この提案理由の大学院修了後の人事異動ではないですよね。
教育研究所 砂川指導主事	この部分は、第4条の（2）の方に、大学院修了後引き続き5年以上宮古島市立の小・中学校っていう部分を、本市にという形に修正しています。

前泊委員	そうね、じゃあこれも含んでいるってことですね。応募のときの部分も含んでいるし、修了後もっていう。
大城教育長	本議案について、他に質疑などありましたらお願ひします。
生涯学習部	
天久部長	少し聞いてもいいですか。
教育研究所	派遣っていうのは、人事に関することではないから、教育長に文言を整理したということですか。教育委員会ではなくて、ということでいいんですよね。
砂川指導主事	ごめんなさいもう1度、派遣が。
生涯学習部	
天久部長	派遣っていう、職員を派遣するっていうのが、人事に関することではないから、教育長に文言を整理したということですかね。
教育総務課	
平良課長	教育委員会を教育長に。
生涯学習部	
天久部長	そうそう、教育委員会を全部教育長に整理しているじゃないですか文言、でも人事に関することは教育委員会で決めるべきことなんですよ。
大城教育長	違います、これ県です。県で教職員の人事異動に関して。
生涯学習部	
天久部長	じゃなくて、宮古島市も教育委員で決定すると、事務委任であったかなと思ってはいたんですね。人事に関することは教育委員の方含めて決定はするんですけど、それ以外を教育長に委任されている形かなと私は思っていたので。
下地委員	それを教育長に統一した、その理由を言ってくれたら助かるわけさ、解釈が。
学校教育課	
与那覇課長	下地玄信基金の要綱の文言に合わせるということで教育長に変わっていると思う。下地玄信基金も教育長で統一してるよと。
生涯学習部	
天久部長	これが補助金だけの交付要綱だったら何も思わなかつたんですけど、派遣つてあったので。
学校教育課	
与那覇課長	派遣っていうのは人事異動のことではなくて、この学校に所属しながら働きながら、大学院に受講できますよという意味での。

生涯学習部 天久部長 学校教育課 与那覇課長 生涯学習部 天久部長 学校教育課 与那覇課長 生涯学習部 天久部長 大城教育長 前泊委員 大城教育長 前泊委員 大城教育長 前泊委員 大城教育長 大城教育長	<p>研修的な意味合いなんですかね。</p> <p>そうそう、大学院生として派遣する、その時だけ、月に1回くらいです。</p> <p>だから、人事的なことではないという。</p> <p>人事的なことでは、人事異動的なことではない。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>働きながら学べる大学になります。 他に質問ありませんか。よろしいですか。</p> <p>お金が心配になります。下地玄信基金がさっきハードルが高かったっておっしゃって、広げましたね奨学生も人数も。またこれも、何か基金は、ここで話すことではないかもしれませんけど。</p> <p>入学金のみ、下地玄信育英基金から支出しておりますので。</p> <p>大丈夫でしょうか。 院生2名派遣っていう、この枠は変更がありませんので、対象を広げたところですけれども、人数の変更はありません。</p> <p>下地玄信基金が、奨学生もここを使いますよね、その意味で広がっていますけど予算的には大丈夫なんでしょうかね、というちょっと心配をしました。</p> <p>ありがとうございます。他にご質問はありませんか。</p> <p>( 質疑なし )</p> <p>それでは、「議案第29号 現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱の一部改正について」は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>( 異議なし )</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

大城教育長	それでは、「議案第29号 現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱の一部改正について」は原案のとおり可決といたします。
大城教育長 学校教育課 濱川	<p>次に日程第11「議案第30号 令和6年度宮古島市立幼稚園休園の承認について」を議題とします。</p> <p>説明をお願いします。</p> <p>議案第30号 令和6年度宮古島市立幼稚園休園の承認について。</p> <p>提案理由、幼稚園を休園するには、宮古島市立幼稚園管理規則第3条第2項の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるため、本案を提案します。</p>
	( 資料に基づき説明 )
大城教育長	<p>ただいま説明が終わりました。宮古島市立幼稚園休園の承認についてです。この件についてご意見ご質問などありましたらお願ひいたします。</p> <p>先ほども説明がありましたように、今回令和6年度休園とする幼稚園は、池間幼稚園、狩俣幼稚園、佐良浜幼稚園、この3園となります。</p>
	( 質疑なし )
大城教育長	原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。
下地委員	承認は承認でいいんですけども、狩俣幼稚園と佐良浜幼稚園は2名とか1名とかの入園希望者がおられるということですけれども、これらの対象を、例えば狩俣幼稚園に2人の希望者がいる、この2人を近くの幼稚園とか、どこどこの幼稚園へは入れるわけですよね、その場合の交通手段とか、要するに補助対象になるような応援してあげるような仕組み作りというかね、そういうものは考えておられますか。
大城教育長	現在交通費などの補助というのは準備がされておりませんが、今後またどういう支援ができるかっていうことは検討していくみたいと思います。
下地委員	そうしないと教育を受ける権利の放棄に繋がりかねませんからね。この辺は慎重にやった方がいいと思うんですよ。保護者の皆さんと話し合ったり、余計に不満が出ないような対応をとっていただきたいと思います。

大城教育長	分かりました。 他にご意見ご質問などありましたらお願ひします。
前泊委員	休園についてはOKなんんですけど、その後ろに付いている資料、宮古島市立幼稚園管理規則の抜粋の部分で、何かずっとこれを話しているんです、第2条の中で、2年保育の部分が満4歳児から入園することができる西辺幼稚園、この前ここで決定したはずなのに、これが入っていないんですね。西辺幼稚園も2年保育ってことを確認したはずなのにここには入ってないので、この2年保育のおかげで多分今度休園を免れてると思うんですよ。これ、この参考資料が訂正されていないのか、そこちょっと確認をしていただけるとありがたいです。
大城教育長 学校教育課 与那覇課長	こちらは課長から説明いいですか。
大城教育長 学校教育課 与那覇課長	はい、これちょっと差し替えたつもりが入っていないので、改めて提出したいと思います。
大城教育長 学校教育課 与那覇課長	以前の規則を添付したということですかね。
大城教育長	そうです。
大城教育長	失礼いたしました。他にご意見などありましたらお願ひいたします。
	( 質疑なし )
大城教育長	質疑などなければ、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。
	( 異議なし )
大城教育長	それでは「議案第30号 令和6年度宮古島市立幼稚園休園の承認について」は原案のとおり承認といたします。
大城教育長	次に日程第12「議案第31号 令和6年度宮古島市立幼稚園閉園の承認について」です。この議案については3月定例会に提出予定の案件となりますので、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定により秘密会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

	( 異議なし )
大城教育長	ご異議なしと認め、宮古島市教育委員会会議規則第9条の規定により、議案第31号の審議は秘密会にすることに決定いたしました。 関係者以外は退席をお願いします。
	( 秘密会につき会議録省略 )
大城教育長	ここで秘密会を解きます。
大城教育長	それでは、「議案第31号 令和6年度宮古島市立幼稚園閉園の承認について」は、みだしを「令和6年度」を削除して「宮古島市立幼稚園閉園の承認について」として、別紙の文言も「令和6年度において閉園する」を「令和6年度より閉園する」と変更した上で、「議案第31号 宮古島市立幼稚園閉園の承認について」は承認といたします。
大城教育長 学校教育課 与那覇課長	次に日程第13「その他」で何かありますでしょうか。  佐良浜幼稚園についてなんですが、佐良浜幼稚園がこども園移行の基本計画では令和7年度より閉園なんですね。令和6年度はまだ開園しているんだけど、子どもたちがいないので休園している状況であるんですが、今回休園の承認をもらったんですけど、子育て支援課がこども園の事務局なので、そちらとちょっと調整をして、あそこはまた佐良浜幼稚園の場所に、前倒しして子ども支援の施設を作りたいというものがあるんですが、一応調整をして佐良浜幼稚園も前倒しして閉園が良いのかどうかっていう調整をして、1月の定例会にまた、もしそれが決まれば、提案させていただきたいと思います。 よろしくお願いします。
前泊委員	すみません、このこども園移行の宮古島市の計画みたいなものは何かあるんですか。急ぎじゃないのでもしいただけたら。っていうのは、ごめんなさいね、ぶり返すようですが、城辺も今、福嶺と城辺幼稚園が閉園になって、こども園の計画は他にあるんですか。城辺地区のこの状況っていうのはどんな、池村こども園があって福里保育所があって西城幼稚園が、この3つで行くってことですか。それとも何かもっとまとめてこども園みたいなものができる予定なんですか。

学校教育課 与那覇課長	ちょっとスケジュールを準備しましょうね。城辺地区、それから上野・下地・伊良部、それから平良北部、平良南というふうにエリアを分けてあるんですけども、そのエリアに原則として公立のこども園を一つ作るというような計画になっています。城辺エリアには西城保育所か西城幼稚園を一つのこども園に城辺地域には作って、ただ城辺には民間のこども園が一つ、それから福里保育所もこども園化に向けて動いているということで、三つできることになります。伊良部は今、伊良部こども園を公立で、最近、住民説明会の中で市立もこども園を一つ佐良浜地域に作るというような報告が来てて、上野・下地はもうすでにあるので、北部地区とそれから南、平良南に関しては令和9年度までにまとめていくというような話し。
前泊委員	その計画が、全体的な計画が分かると、その度に出されても何かねよく分からぬで質疑って申し訳ないので、それで資料をいただけたらと思います。
大城教育長	委員の皆さんに配布させていただきます。
大城教育長 生涯学習振興課 平良補佐	「その他」で、ほかに何かありますでしょうか。  生涯学習振興課ですが、「宮古島市二十歳未満の者飲酒防止大会」を明日ですね、22日金曜日午後4時半から2階大ホールで開催いたしますので、もしお時間の都合が付くようでしたら、委員の皆様も出席よろしくお願ひします。ということで、目的としましては、二十歳未満の者に酒類を販売、提供しないことを徹底し、または飲酒させない社会環境を作るため、社会全体として大人が一堂に集い、青少年の健全育成に向けた意思を表明するための大会を開催いたします。 主催者としましては、宮古島市・宮古島市教育委員会・宮古島警察署・宮古島市青少年育成市民会議・宮古地区PTA連合会・宮古地区県立学校PTA連合会・宮古島市子ども育成連絡協議会となっております。 式次第につきましては、ご覧の通りとなっております。 ぜひ明日ですね、4時半からご参加いただければと思っております。 以上です。
生涯学習振興課 平良補佐	すみません。大会終了後に、市民広場の方ですね、車両の出発式を行いまして、その後、西里通り・市場通り・下里通りの3班に分かれましてですね、

	<p>歩きながら各店舗に未成年者の飲酒防止のチラシを配る予定をしております。こちらの方は教育委員会の方で実施するっていう形をとっておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
大城教育長	<p>委員の皆様もご参加をよろしくお願いします。 他に「その他」で何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
大城教育長	<p>委員の皆様から特になければ、これで閉じてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
大城教育長	<p>それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。 これで令和5年度第9回宮古島市教育委員会定例会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>
	<p>教育長 大城 紗子 会議録署名委員 前沢直子</p>